

平成 27 年 4 月 1 日スタート

中小企業の皆様へ

波佐見町中小企業振興資金融資制度をより使いやすく、貸付利率を 0.8%引き下げ、さらに、信用保証料を全額補助いたします。

1. 貸付対象

- ①町税を完納していること。
- ②長崎県信用保証協会の保証対象業種であること。
- ③本資金融資の申込日以前に 1 年以上同一の事業を営んでいること。
- ④銀行取引停止処分を現にうけていないこと。
- ⑤個人で事業を営む者にあつては、町内に住所を有すること。

2. 貸付金額

1 事業者 500 万円以内

改正後

1 事業者 700 万円以内

3. 貸付期間

運転資金 5 年以内

改正後

運転資金 7 年以内

設備資金 5 年以内

設備資金 7 年以内

4. 貸付利率

年 2. 4 %

改正後

年 1. 6 %

5. 保証料

事業者負担

改正後

波佐見町全額負担

※利子補給補助は平成 27 年 3 月 31 日以前に借入された事業者のみ継続。

《申込先》

東彼商工会波佐見支所・親和銀行波佐見支店・十八銀行波佐見支店

《制度に関する問い合わせ先》

波佐見町役場商工振興課 企業誘致係 85-2111